（様式８）

成果有体物（無償・有償）譲渡契約書

　譲渡人兵庫県公立大学法人（以下「甲」という。）と譲受人〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり成果有体物の（無償・有償）譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

　（譲渡する成果有体物）

1. 甲は、乙に対し、次の成果有体物を（無償・有償）で譲渡する。

　成果有体物の名称

　成果有体物の数量　　　　　　　　　必要事項を適宜追加。

　成果有体物の管理研究者名

　（成果有体物の対価）

1. 成果有体物の対価（は、無償とする。・として、乙は、金〇，〇〇〇円(うち消費税及び地方消費税の額金〇〇〇円)を甲に支払うものとし、乙は、その対価を、甲の発行する請求書で指定する日までにその全額を甲に支払わなければならない。なお、銀行口座への振り込む際の手数料は乙の負担とする。）

　（成果有体物の受領）

1. 乙は、成果有体物を受領したときは、甲に対し受領書を提出するものとする。

　（費用負担）

1. 乙は、成果有体物の引渡しに掛かる費用を負担するものとする。

　（非保証）

1. 成果有体物は、研究の過程において生み出された実験的・研究的性質を有するものであり、甲は乙に対して明示・黙示を問わず一切の保証をしない。また、甲は乙の成果有体物の使用・保有によって発生したいかなる結果についても一切その責任を有せず、かついかなる損害賠償義務（直接、間接損害を問わない。）を負わない。

　（秘密保持）

1. 乙は、甲の文書による事前の承諾を得た場合を除き、本契約に基づき甲から提供され又は開示された成果有体物の情報の全てを秘密にし、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に該当するときはこの限りではない。

　一　甲から提供又は開示の時点で、既に公知であるもの。

　二　甲からの提供又は開示後の第三者の公表により、又は乙の責めに帰すべからざる事由により公知となったもの。

　三　提供又は開示の時点で、既に乙の所有に属するもので、書面でこれを証明できるもの。

　四　独立したなんらの法的拘束を受けていない第三者によって乙に知らされたもの、ただし、かかる情報が当該第三者によって直接又は間接に甲から得られたものではないこと。

　五　甲から提供された情報に基づかないで、乙において独自に開発・取得した情報で、これを書面で証明できるもの。

　六　裁判所の命令又は法律の規定に基づき、乙に対して開示が強制されたもの。

２　前項の有効期間は、乙が成果有体物を受領したときから、○年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができる。

　（新成果創出の取扱）

1. 乙は、成果有体物により新たに研究開発成果が生じたときは、直ちにその内容の詳細を甲に連絡し、その取扱いについて協議するものとする。

２　乙は、前項の新たな研究開発成果を営利目的に利用しようとするときは、直ちにその内容の詳細を甲に連絡し、その利用に関する対価等の取扱いについて協議するものとする。

３　前２項の規定は、成果有体物の引渡し後、○年間有効に存続するものとする。

　（契約解除）

1. 甲は、乙が第２条に定める対価を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

２　甲及び乙は、乙又は甲が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

　（誠実義務）

1. 本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

　（合意管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、日本の法律に従って解釈されるものとし、本契約から発生する一切の紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

　この契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管するものとする。

令和　　年　　月　　日

神戸市西区学園西町八丁目２番地１

（甲）兵庫県公立大学法人

理事長　〇〇　〇〇　　　印

住　所

（乙）名　称

代表者　　　　　　　　　　　印